

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	有田川町 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田川町長は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

有田川町長

公表日

令和6年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法並びに町関係諸要綱に基づく予防接種の実施して ・予防接種法に基づき、定期・臨時接種対象者に対して、接種勧奨通知・予診票等を個別に送付し、個別接種履歴の管理を行っている。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表14の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康推進課、清水行政局 住民福祉室
②所属長の役職名	健康推進課長、住民福祉室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務政策部 総務課 和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018番地4 0737-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務政策部 企画調整課 和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018番地4 0737-52-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ネットラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月21日	I 1 ②事務の概要	予防接種法及び町関係諸要綱に基づく予防接種の実施(対象者への勧奨、医療機関との契約事務)	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法並びに町関係諸要綱に基づく予防接種の実施	事前	令和3年6月変更申請に伴うもの
令和3年1月21日	I 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条、同法別表第1第10項	番号法第9条、同法別表第1第番10、93の2	事前	令和3年6月変更申請に伴うもの
令和3年1月21日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第2第16の2、16の3、17、18、19項	番号法第19条第7号、同法別表第2第番16の2、17、18、19、115の2	事前	令和3年6月変更申請に伴うもの
令和3年1月21日	II 1 いつの時点の計測か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事前	令和3年6月変更申請に伴うもの
令和3年1月21日	II 2 いつの時点の計測か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事前	令和3年6月変更申請に伴うもの
令和3年6月3日	I 1 ②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法並びに町関係諸要綱に基づく予防接種の実施	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法並びに町関係諸要綱に基づく予防接種の実施 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務についての追記
令和3年6月3日	I 1 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務についての追記
	I 3 個人番号の利用	番号法第9条、同法別表第1第番10、93の2	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	内容修正
	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号、同法別表第2第番16の2、17、18、19、115の2	番号法第19条第8号、同法別表第2第番16の2、17、18、19、115の2	事前	内容修正
令和4年12月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事項 ②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法並びに町関係諸要綱に基づく予防接種の実施 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書書の交付を行う。	・予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法並びに町関係諸要綱に基づく予防接種の実施している。 ・予防接種法に基づき、定期・臨時接種対象者に対して、接種勧奨通知・予防券等を個別に送付し、個別接種履歴の管理を行っている。	事後	
令和4年12月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事項 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	・健康管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	事後	
令和4年12月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の終了により
令和4年12月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号、同法別表第2第番16の2、17、18、19、115の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表14の項	事後	法律の改正のより
令和4年12月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計測か	令和3年1月1日	令和6年12月1日	事後	
令和4年12月1日	II しいき値判断項目 2 対象人数 いつの時点の計測か	令和3年1月1日	令和6年12月1日	事後	
令和4年12月1日	IV リスク対策11、最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【高規】		十分である	事後	令和6年10月1日からの新様式への対応
令和4年12月1日	IV リスク対策11、最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【高規】		ネットワーキングによる情報セキュリティ研修を実施している。	事後	令和6年10月1日からの新様式への対応